

日本の年末調整の課題と今後の方向性

松元 良範 : 株式会社クロスフィールド

1. はじめに

日本の企業における人事・総務部の方々は、昨年11月ごろから本年1月までの間、従業員の年末調整およびその関連業務で大変多忙な日々を過ごされたことと思います。今回は日本におけるこの年末調整という制度について、その歴史や課題、さらには今後の方向性について概観したいと思います。

2. 年末調整とは

昨年1年間を通じて会社から支給される我々の給与からは、毎月一定額の所得税（源泉所得税）が控除されています。この所得税は、毎月の給与額やその時点での扶養家族の状況などに基づいて算出されています。一方、昨年の最終的な年間所得税は、年末時点の扶養者の状況、1年間で支払った保険料の金額、住宅ローンがある場合には年末の住宅ローン残高等も考慮して計算することになっています。

年末調整は、この最終的な年間所得税を算出するとともに月々の源泉所得税の年間合計額との差額を精算することです。

日本では会社が年末調整を行ってくれるため、ある一定の条件に該当しない限り大抵の会社勤めの方々は自分で確定申告をする必要がありません。

会社は毎年、年末が近づくと、各従業員から年末時点の扶養情報、年間の支払保険料等の情報を申告書として提出してもらい、それに基づいて所得税を計算し、源泉徴収票を各従業員へ交付します。

この源泉徴収票は翌年1月までに税務署にも提出します。また、各従業員が住んでいる市区町村にも、源泉徴収票と同様のフォーマットである給与支払報告書を提出することになっています（各市区町村ではこれに基づいて給与から毎月控除する住民税を算出しています）。

人事・総務部の方々、これらの業務を1~2か月といった短期間で集中的に行わなければなりません。

3. 諸外国との比較

諸外国はどうなっているのでしょうか。2017年6月19日に公表された政府税制調査会による海外調査報告書において諸外国の制度比較が公表されています。例えば米国では源泉徴収はありますが、年末調整といった制度はありません。会社員も全員自分で確定申告をしなければなりません。

それ故か米国の会社員は確定申告作業を通じて自分の所得税額に向き合い、なぜこの金額になるか、もっと安くないのか、そもそも納めた税金の使い道はなんなのか、など、必然的に税に対する意識が強くなると言われています。

カナダ、スウェーデンなども年末調整はないようです。またフランスにおいては年末調整どころか給与からの源泉徴収自体もないようです。

一方、日本の会社員は毎月源泉徴収で自動的に税金が引かれ、年末になると会社が年末調整してくれますので、これらの国の会社員に比べ税に対する意識が低くなりがちです。なお、ドイツ、韓国などは日本と同じように源泉徴収&年末調整という制度になっています。

このように国によって制度は異なりますが、いずれにしても、なぜ日本において源泉徴収&年末調整という制度になったのでしょうか。

4. 日本における源泉徴収、年末調整の歴史

日本では 1940 年に源泉徴収が開始されました。戦時下における確実な税収確保のために源泉徴収という制度が採用されたと言われています。

そして戦後の 1947 年には、年収 5 万円以下の給与所得者の源泉徴収額の精算は雇い主である会社が行うことになりました。すなわちこれが年末調整の始まりです。当時は税務職員が不足しており、これが会社に年末調整を行わせた理由の一つだと言われています。

その後 1949 年、GHQ のもと公表されたシャープ税制勧告では、「会社による年末調整ではなく、納税者すなわち従業員自らが税務署に確定申告するのが民主主義の基礎であり、年末調整は速やかに税務署に移管すべきである」との勧告がなされました。

しかし、源泉徴収&年末調整という仕組みは、確実な徴税を可能とするとともに、企業がその徴税事務ならびにコストを負担するなど、税務当局にとってのメリットが非常に大きく、この勧告が受け入れられることはありませんでした。

このようにして源泉徴収&年末調整という徴税制度は、第二次大戦前後から約 70 年間維持され、現代まで続いています。

5. 現在の課題

上記「2. 年末調整とは」で触れましたように、年末調整は年末から翌年 1 月までの短期間で処理する必要がありますが、人事・総務部では当然のことながら毎月の定常業務もありますので、この時期は社員が残業ベースで対応する場合もあれば、臨時的に派遣社員やアルバイトを雇用する場合があります。会社によっては社外にアウトソーシングする場合があります。いずれにしても各会社が年末調整に要する時間とコストは相当なものです。年末調整は大企業だけではなく中小企業も対象ですので、人事・総務系になかなか人を割けないスタートアップ企業等においては大きな足かせとなっているようです。

上記「3. 諸外国との比較」で参照しました政府税制調査会の海外調査報告においては日本の年末調整の実情にも触れられており、日本における年末調整の実施対象者は 4,300 万人、生命保険料控除対象者は 3,100 万人、住宅ローン控除対象者は 300 万人とのことです。

日本全体で毎年これだけ大勢の方々の所得税計算、各行政機関への書類提出、各種関連書類の保管などを企業が行っているわけですが、行政側でも書類受付やチェックなどといった膨大な対応業務を行っており、社会全体で負担している事務負担コストは計り知れません。今回は詳しく触れませんが、年末調整のみならず社会保険手続きなども同じような状況となっています。このようないわば旧態依然としたアナログ行政が、日本全体の生産性のボトルネックとなっていることは明らかです。

6. 課題に対する昨今の取り組み及び今後の方向性

この現状に対し政府自体も危機感を有しています。現在進められているデジタルガバメント構想のもと 2017 年 6 月に国税庁は「近年の税務行政における各種業務の複雑化・困難化、業務量自体の増加に対し、ICT 等を積極的に活用していくことにより、納税者の利便性の一層の向上、課税・徴収の効率化、そして全体としての効率的な資源配分に努める」ことを表明しました。

さらに 2018 年 6 月に公表した「税務行政の将来像に関する最近の取り組み状況」の中では具体的な取り組み内容として年末調整手続きの簡便化を明確に取り上げています。詳細には記述されていませんが、これによれば国税庁は 2020 年 10 月から順次、年末調整控除申告書作成システム（以下、「年調ソフト」とします）を無料で提供する、とあります。保険会社等との連携・協調も必要ですが、控除証明書は紙ではなくデータ

で交付してもらい、本人はこのデータを年調ソフトに取り込むとともに、その他必要な情報を入力することにより、保険料控除証明書と控除申告書・扶養除申告・配偶者控除申告書等すべての情報をオンラインで会社へ提出できるようにすることが想定されています。

従業員は年調ソフトにデータを入力するだけで各種控除申告書を会社へ提出できるようになりますし、会社としても膨大な検算チェックや書類の保管業務から解放されるといったメリットが挙げられます。

ここまでは従業員と会社における効率化の話ですが、2018年6月に閣議決定された「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民活用基本推進データ計画」の中では「企業が行う従業員の社会保険・税手続きのワンストップ化・ワンスオンリー化の推進」を重要テーマの一つとして挙げています。具体的なイメージとしては、会社が給与情報、扶養親族情報、マイナンバー、年末調整に関連する情報などをクラウド（安全性等の要件を満たした政府認定のクラウド事業者）にアップし、行政がそのデータにアクセスして各種情報を収集する、という構想のようです。日経新聞も2018年7月3日付けの記事で「政府は2021年度を目標に企業による税・社会保険料関連の書類の作成や提出を不要にする検討に入った」と報じました。

すなわち、従業員と会社間だけでなく、会社と行政の間の業務効率化も目指していることを明らかにしたということです。

政府のこれまでの検討内容を総合してみると、政府の構想は以下のようなイメージになっていると思われます。



この構想をベースとした詳細な内容については現時点ではわかりませんが、年末調整自体がなくなるわけではなさそうです。また行政側で年末調整を行ってくれるわけでもなさそうです。あくまでもこれまでの年末調整を前提としつつ、デジタル化を推し進めることにより官民双方の事務負担を軽減するといった方向で検討が進められているようです。

7. おわりに

今後、政府の構想が実現すれば年末調整等にかかる事務負担は相当程度軽減され、他の施策とも相まって日本社会全体の生産性向上に寄与することと思います。いずれにしても近い将来、年末調整を含め行政との接点を持つ各種業務の内容や手順等は大幅に変更される事になると思いますので、今後も政府の検討内容を継続的にウォッチしていくことは重要だと思えます。

参考文献：

- 「タックス・オブザーバー（当局は税法を理解しているか）」 志賀櫻 エヌピー新書
- 「日本所得税発達史」高木勝一 ぎょうせい
- 「海外調査報告（総論）」政府税制調査会 2017/6/19
- 「税務行政の将来像～スマート化を目指して」国税庁 2017/6/23
- 「税務行政の将来像に関する最近の取組状況」国税庁 2018/6/20
- 「税務行政の将来像に関する最近の取組状況～スマート行政の実現に向けて」国税庁 2019/6/21